

会議録

名称	平成30年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	平成30年6月4日（月）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、大石、岡田、前田、宮内、河野、いいじま、石川、西崎、伊藤、矢口、福谷、篠塚、関本、デラトロベ、野田、安田 （区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、生活衛生課長、選挙管理委員会事務局長、教育指導課長
傍聴者	なし
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 <席上配付資料> 報告事項の資料 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第15期）
会議次第	1 区からの委嘱 2 会長あいさつ 3 諮問事項 （1）民泊制度運営システムの導入に伴う個人情報の取扱い及び電子計算組織の外部結合について （2）在外選挙人住所確認システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について （3）目黒区立中学校連合体育大会における陸上競技大会運営システムに係る電光掲示業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて 4 報告事項 （1）平成29年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

<平成30年度第1回審議会発言記録>

- 1 区からの委嘱
- 2 会長あいさつ

会長	<p>それでは、出席される予定の方が全員そろっておりますので、始めたいと思います。 議事に入る前に、区のほうから委員の委嘱関係について、それから出席状況その他、ご説明 いただきたいと思います。</p>
区側	<p>それでは、事務局のほうから委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。5月23日 付で区議会選出の田島委員、川原委員、松嶋委員、須藤委員から退職願が提出されました。ま た5月31日付で目黒区立中学校PTA連合会よりご推薦いただいた五関委員から退職願が提 出されたことに伴いまして、区長から新たに当審議会の委員を委嘱させていただきました。新 委員の皆様には、略儀でございますが委嘱状を机上に置かせていただきましたので、よろしく お願いいたします。</p> <p>お手元の第15期委員名簿をごらんください。新たな委員の方は備考欄に「新任」と表示を しております。新たに委員になられました方につきましては、その場でご起立いただきまして、 お名前をお呼びしますので、ご挨拶をお願いします。</p> <p>まず、河野委員でございます。</p>
委員	<p>初めまして。河野と申します。よろしくお願いいたします。</p>
区側	<p>続きまして、いいじま委員でございます。</p>
委員	<p>いいじまです。よろしくお願いいたします。</p>
区側	<p>続きまして、石川委員でございます。</p>
委員	<p>こんにちは。石川です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
区側	<p>それから、PTA選出の福谷委員は、本日、30分ほど遅れて到着するというご連絡が入っ ております。</p> <p>以上が、新たな委員の方でございます。</p> <p>続きまして、事務局職員等について、改めてご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、企画経営部長、荒牧でございます。</p>
区側	<p>荒牧でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
区側	<p>続きまして、情報システムの担当所管である情報課長、堀内でございます。</p>
区側	<p>堀内です。よろしくお願いいたします。</p>
区側	<p>それから、報道・情報公関係長、広報課の山内でございます。</p>
区側	<p>山内です。よろしくお願いいたします。</p>

区側	担当主事の増井でございます。
区側	増井です。よろしくお願いいたします。
区側	事務局は以上となります。よろしくお願いいたします。 目黒区におきましては、5月1日から10月31日まで夏期における軽装化、節電ビズを実施しておりますので、原則として上着、ネクタイは着用しないということになっておりますので、よろしくお願いいたします。 次に、本日の出席状況でございますが、本日は島崎委員と塚本委員からご欠席のご連絡をいただいております。先ほどお伝えした福谷委員、それから植野委員につきましては、先ほど、ちょっと電車が遅れているというご連絡がありましたので、間もなくお見えになるかと思っております。 現在の出席者は20名中16名ということで、定足数を満たしております。 以上です。
会長	傍聴のお申し出はないということで、よろしいですね。
区側	はい。本日ございません。
会長	それでは、議題に入っていきたいと思えます。 何卒、議事の進行にご協力をいただきたいと思えます。時間が制約されておりますので、できるだけ大きな声で、はっきりと、しかも簡潔にご発言をいただきたいと思えます。これは事務局のほうのご説明も同じことですが、ぜひともよろしくお願いいたしますと思えます。 それでは入っていきたいと思えます。まず諮問事項1「民泊制度運営システムの導入に伴う個人情報の取扱い及び電子計算組織の外部結合について」、区のほうからご説明をいただきたいと思えます。

3 諮問事項

(1) 民泊制度運営システムの導入に伴う個人情報の取扱い及び電子計算組織の外部結合について

区側	(資料により説明) (約15分)
会長	ありがとうございました。 要するに、この経緯で、事業者の住所、氏名、あるいは代理人の住所、氏名という、そのところと考えるとよろしいわけですね。
区側	そのとおりです。
会長	はい。何かご質問ございましょうか。 はいどうぞ、手前の方から、はい。
委員	今、最初の説明で、国の端末との接続は目黒区が遅れて、今やっていないのは島根県と目黒

	<p>区というお話があったと思うんですが、遅れた理由というのは何かあったんでしょうか。</p>
区側	<p>区が設置する端末と、それから、国のシステムに接合するという外部結合になりますので、これはこの個人情報保護審議会に諮らなければいけないということがありまして、個人情報保護審議会の日程が今日ということなので、それを待ってということで、遅れているという状況です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>今日の本筋からちょっと外れたことになるかと思うんですけども、民泊制度そのものについてなんですが、目黒区としては国の観光政策の一環としての民泊制度を推進するというか、どんどん推し進めていくのかどうか。大田区なんかはかなり早くから、中身についてはよく存じておりませんが、区として取り組みを進めていたように、新聞ですとかニュースで聞いておりました。</p> <p>民泊については、私自身の話になるんですけど、私は十数戸のマンションに住んでいるのですが、三、四年前に民泊の問題が、騒音ですとか、ごみ問題ですとか、そういうことが新聞やテレビで取り上げられたときに、たまたま1室、売りに出されたお部屋があったものですから、もし万が一そういうことになっては大変だということで臨時総会を開いて、早々に民泊は禁止というか、そういう手立てをとった経緯があるものですから、やっぱり民泊は、まず一番大事にされるのは周辺住民の安心ですとか、安心が一番大事なことかと思えます。</p> <p>ですから、目黒区が縛りをかけて民泊を進めていくのか、進めていくというか受け入れていくのか、国の制度のまま進めていくのか、その辺のところ、もしわかれば、ちょっと教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>今のご質問、この審議会の趣旨とはちょっと違いますけども、住民の皆さん、非常に関心があるテーマですね。ですから課長さんではなくもっと上の方から聞かせていただいたほうがいいんですが、何か、納得がいくかいかんかわかりませんが、それなりの立場というか、つらい立場も含めて、ご説明いただけたらと思います。</p>
委員	<p>ちょっと今の部分で、関連して。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。一緒にお願ひしましょう。</p>
委員	<p>実は私のところのマンションでも、今年の総会で、民泊問題で規約を改正したんですよ、管理規約を。で、その中に民泊は禁止するという条項を加えてということで、なぜそういう問題が出たかという、うちの近所のマンションで、これは法令に基づいた民泊かどうかはわかりませんが、いわゆる第三者が宿泊して、騒音とかごみの問題とかで問題が起きていて困っているという話を聞きましたので、そういうふうに、やはり自分たちのマンションでも禁止の条項を入れようと。</p>

	<p>で、その民泊をしているところはね、よく住宅のリフォームの大工さんなんかは仕事を終わって、鍵をかけていくのに、あの番号の鍵ですね、その中にいわゆる玄関の鍵が入っているという、そういう錠前をつけておいて、で、第三者が来て、第三者はその番号だけ教わってきて、その番号を合わせて中の鍵を取って鍵をあけて入っていくという形をとっているんですよ。で、今まで目黒区の中でこういう問題で苦情や相談なんかは来ているのかどうなのか、その辺の実態というのを、もしわかりましたら教えていただきたいんですけども。</p>
<p>会長</p>	<p>ご説明いただけますか。</p>
<p>区側</p>	<p>それでは、初めのご質問で、目黒区としては敢行、押し進めるのか、住民の安心についてはどうなっているのかということですが、この住宅宿泊事業法というのは、外国人観光客の誘致のための民泊の振興を柱にしている一方、これに伴う生活環境への悪影響の防止に関する規程の、同じ一つの法律の中でしておりまして、いわゆる規制と振興という二面性を持った法律になっております。生活環境の悪化の防止に関しては、地域の実情によって、条例で定めることによって区域とか期間を規制することができるようになっておりますので、これは本来、都道府県の事務なんですけれども、目黒区としては地域の特性を生かした住環境を維持していきたいということで、民泊に関する事務は目黒区がやりますということで東京都から権限委譲を受けて、それで先ほど言いました目黒区の住宅宿泊事業の適正な運営を確保する条例というのを独自につくりまして、この中で区域の制限だとか宿泊日数の制限、こういうものを行って目黒区の閑静な住宅環境を守っていくというような方針で取り組んでいるところです。</p> <p>具体的な規制内容ですけれども、ほんとうは全面規制したいんですけども、国のほうでゼロ日規制というのはだめですよというようなことになっております。</p>
<p>区側</p>	<p>そして、法律では上限で180日までという形になっているんですけども、目黒区はさらにそれよりも厳しくなっております。基本的には金曜日の正午から日曜日の正午、だから、週末の2泊3日しか民泊はできませんよということで、平日については全て、目黒区全域で禁止しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>苦情の状況は。</p>
<p>区側</p>	<p>マンション等については管理規約の中で、そのマンションでは民泊を禁止するというような管理規約があれば、そのマンションではできないようになっております。</p> <p>今までの目黒区における民泊に対する苦情ですけれども、今現在はまだ違法民泊になりますけれども、見知らぬ外国人が出入りしていて不安だとか、それから、ごみの出し方が分別されないでめちゃくちゃだとか、そういった苦情があります。ひどいものは、生活習慣の違いもあると思うんですけど、マンションのベランダで花火をやっているからやめさせてくれとか、そういうような苦情もかなりありますので、そういう、これまでの苦情等も考慮して、目黒区としては厳しい条例で規制しているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>納得という言い方がいいかわかりませんが、ご説明、ご了解いただけましたでしょうか。</p>

委員	<p>今の目黒区の条例は週末だけしか認めないということですが、逆に週末にそういう民泊で知らない人が入り込んだりなんかされると困るっていうのはあるわけですね。たまの休みにはのんびりというときに、何か知らない人が出入りしているというのはね。で、この条例っていうのは、そういう住民の声はどの程度聞いてから決めたんですか。</p>
区側	<p>基本的には、目黒区の条例をつくる際に目黒区の条例の骨子案というのを出示して、それをパブリックコメントという形で、住民からのご意見を踏まえた中でそういう条例をつくっておりますけれども、なぜ週末かという、ほんとうは週末も規制したいんですけれども、先ほど言いましたように、国のほうからゼロ日規制というのはだめですということがありますので、これは目黒区だけじゃなくてほかの区も、大体、23区はそういうところが多いんですけれども、週に、土日を中心に2泊3日、または3泊4日のみというところがほとんどになっております。</p> <p>また、目黒区においては平日、やはり児童・生徒が通学等をしますので、そういう関係もあって、また、目黒区の道路事情は幅員が平均4.8メートルという非常に狭い、狭隘道路が多いというようなこともありまして、子供たちの通学における交通安全、そういうものも考慮して平日は規制するというような考え方でおります。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>私から質問したいんですが、週末だけしかだめということは、民泊システムというものが業として、お金がもうかるような形ではできないような制約をかけた、そんな気持ちが区としてはおありになるのでしょうか。</p>
区側	<p>目黒区としては、先ほど言いましたように閑静な住環境、23区の中でも閑静な住環境を守っていきたいということで、本来だったら全面規制したいところなんですけれども、国がそれはいけないということがありますので、やむを得なく週末だけ行っている状況があります。</p>
会長	<p>わかりました。あと、ございましょうか。 どうぞ。</p>
委員	<p>すみません、幾つか質問したいと思います。</p> <p>資料1-12なんですけれども、要は、国のつくった民泊制度運営システムにおける個人情報の取扱いについてというところで、2の(3)に、「当サイトでは、一部cookieを使用し、利用者の利便性を図るとともに利用環境等を把握するために利用しますが、cookieを使用して利用される方を特定するような情報は一切取得しません」ということが書かれています。これは国のつくった制度ではありますけれども、cookieの機能を利用して個人情報を得ることもできる、それはすなわち、要は悪用することもできるということも言われているんですけれども、国はそういうことを一切、そういう情報は一切取得させませんということなんです、これは運営システムを結合するに当たって、この辺、区というよりは国はどういうふうきちん担保しているのかどうか、その辺は区として把握されていますでしょうか。まず1点目は、そこです。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>この辺の中身について国のシステムですので、マイナンバーカードを利用して、利用できる</p>

	<p>人が特定されるようなシステムになっているので、誰でも使えるような、最初にこのシステムを使うには、システムを使う手続があるので、その中でマイナンバーカード等を利用し、個人を特定するような形のシステムというふうな形と聞いております。</p>
委員	<p>何を言ってるのか、わからんですが。</p>
区側	<p>国のシステムなので、システムの中身までは特に説明を受けていません。中身、構造については把握しておりません。申しわけありません。</p>
区側	<p>ちょっとよろしいですか、企画経営部長でございます。</p> <p>ちょっと補足します。cookieで個人情報がどこまでも悪用というお話なんですけど、まず、ここで扱う個人情報の前提としてご説明しておきたいんですけども、宿泊をする方とか地域の方の個人情報が入るわけではなくて、自分で民泊を始めますよという会社の経営者の情報でございます。ですから、言ってみれば自分が会社を興すとき、社長が誰々というのと、それがここに載るんだということと、これはその辺の個人のスマホでやるような情報ではなくて、LGWAN回線というところなんですけれども、国がやっているセキュリティが極めて高い回線の中につくられる専用ASTという、官公庁が独自につくったものを介していますので、通常のインターネットの中のキャッチボールの中のやりとりではございません。</p> <p>ただ、このシステムの通信手段、暗号としてcookieというシステム、詳細はちょっと僕もプロではないのであれなんですけれども、それを使用してご利用されるとき、特別な情報は取得しませんよと言っているということなんです。で、それは大丈夫かと言われると、大丈夫だと、国を信用するしかないというのが本音です。大丈夫ではないのではないかといったら、国防省、ペンタゴンだって危ないですから、全てNGになっちゃうと。極論の言い方になりますけれども、ある程度信用せざるを得ないのかなと思っています。</p> <p>ごめんなさい、ちょっと答えになっていないかもしれませんが。</p>
委員	<p>このシステムのことはわからないんですか。</p>
委員	<p>よくわからないということがよくわかりましたということで、要は国のシステムそのものがよくわからないということですよ。このシステムと、区の専用のシステムをつなげるということなんですけど、そこで別のことを。</p>
区側	<p>すみません、ちょっと。国のシステムと区のシステムをつなげるのではありません。国のシステムの端末を区の敷地の中に置くということです。で、区が管理する国のシステムです。区が別なシステムがあってそれを接続するものではありませんので、誤解のなきようお願いいたします。</p>
委員	<p>わかりました。</p> <p>それで、ここに書かれているんですけども、要は、1番の「経緯」の中で、各自治体での利用を推進しているということが書かれているんですね。そして今やっていないのは、目黒の場合、この審議会が開かれていなかったからやっていないのと、島根県だけということなんですけども、国は推進しているということで、必ずしなければならないということなんでしょうか。その辺、義務なのかどうか教えていただきたいことと、それと、もしこれをしなかった場合、従来通り、先ほど紙ベース云々とおっしゃったんですが、そういうことになっていくんでしょうか。</p>

	か。その点についてお聞きしたいと思います。
会長	事実上の強制なのか、法令上の強制なのかも含めてお願いいたします。
区側	国の住宅宿泊事業法施行要領というのがありまして、その中で、この住宅宿泊事業の届け出だとか事業実績報告については、民泊システムを利用して行うこととするというようなこともありますので、まあ、そのように。
委員	こっちが拒否できるのかと。
委員	そうそう、義務なのって。
区側	やらなければならないという義務ではないと思いますけれども、やはりこの民泊事業を適正かつ効率的に行うためには必要だということで、今回お諮りして、目黒区でも利用したいということで、お願いしたいと。
区側	このシステムを使わないと、どういう業者が民泊やってるかわかんないでしょう。
委員	義務じゃないってことね。
会長	要するに、区で条例をつくって、民泊事業を施行しなければならない法律上の義務はないけれど、国等々の関係からいって事実上何とかしなきゃならんので、最低限のことをしているんです、認めてくださいねと、そういうニュアンスでしょうか。
区側	民泊事業自体は、区としては、やらなければ、もう法律でやらなければいけない。
区側	ただ、それを適正かつ円滑、効率的にやるには、この民泊システムを使ってくださいという趣旨ですので。
会長	わかったというか、何というか、区がやりたくないのは当たり前ですよ。何か事故が起これたら、何で認めただって文句言われるのは区ですものね。大阪のほうであつたいろんな事件がありますけど、やりたくないけどやらなきゃいけないだったら最低限のことっていうんで、ほかの自治体がこんなに早くみんな了解しちゃって、目黒区だけ今までかかったっていうのは、ある意味では当たり前の対応だったんじゃないかという気が私はしてるんですけど、非常に苦しい立場にあるんだろうというふうに思いますが、もうちょっと何か、皆さんの決をとれる状況まで持って行っていただかないと。
委員	委員長、ちょっと質問というか確認なんですけれども、ここに提案されたという内容は、単純に行政さんだけが考えているわけではなくて、議会等も通ってるんですよ。
委員	これから。
委員	これからなんですか。

委員	これを通らないと、議会に来ない。
委員	ああ、そういう順番。
区側	<p>先ほど課長が、民泊制度を区がやらないということは法律上できませんというお話をしました。で、区がやらざるを得なくて、そのときに、じゃあそれぞれの自治体で何日間、どういう形で何日ぐらい認めるかとか、エリアをどう、民泊ができるところとできないところをどう整理するかは自治体の条例で定めることになってくる。で、これを定めるために条例をつくりました。これは議会も通って、条例は成立しています。その結果、法律では180日までとなっていますけども、週末だけに限定をして、区内全域を同じ規制をかけたっていうのが条例です。</p> <p>本日かけているのは、じゃあ実際に民泊事業を始めようとする事業者がどういう形で届け出をするのか、実際の運用状態をどういう形で届出をするのか。窓口へ来てやるのかインターネットを使って官公庁のサイトに入ってそこからLGWAN回線を使って区の端末に届けをさせるのか。今度、届出ですね、事業者等の届け、変更の手續の仕方を、ネットを使ってやりましょうというのが本日の案件でございます。</p> <p>そういう意味で、ここで出てくるのは、民泊事業をするのは別に目黒区に住んでいる人とは限らないわけで、いろんな方が事業をやっていきます。もう一つ、それを拒否するのはいいんですが、今、違法民泊とありまして、面倒くさいやと届出も何もしないで実質民泊をやっているという事業もあると、もぐりの違法民泊がどんどん増えてしまいますから、一定、手續も簡素化して、手續しやすくして、きちんと規制と利用、そのバランスをとろう、そのための一つの手段として手續を簡素化してるというご理解をいただけたらと思います。ここまではいいと思います。</p> <p>ただ、このネットワークの外部結合をしてもしなくても、それは法律上義務、結合しろ、このシステムを使えという義務にはなっていませんけど、実質それをやらないと、ほかの自治体等の事業者さんも目黒だけだめだとかになって、今度は目黒が訴えられるとか、そういうバランスも、いろんな犠牲はあると思います。まあ、どこまで来るかはわかりません。訴えられても突っぱねればいいわけですけど、うちは紙だけですよというやり方も一つあるのかなとは思いますが。</p> <p>ですから、この結合、国のシステムの端末を区の中に置いて区の保健所で管理するということなので、一応、結合と、条例上はそういう扱いになっていますと。で、本日おかけをしております。ですから、結合をだめだということであれば、これまでどおり手書き、窓口でのやりとりが続きますけども、そこでの軋轢というか、システムを使えとかというのは出てくる。で、このシステムを使うことによって官公庁にデータが集まり、蓄積されますので、どういう事業者があつて何件ぐらいあるのかという全国的な統計のものであるとか、そういった利用もできます。ただ、区がアクセスして確認できる情報と、国がアクセスできる情報に違いがありますので、これは目黒区がつくっているシステムではなくて、国が官公庁のデータ等をまとめる、各自治体が把握する、それから事業者さんがやる、それともう一つ、民泊を経営している人にお客様をあっせんする会社もありますから、そちらとのつながりというものもあるシステムなんです。つまり区が管理するのは、その全体のシステムのごく一部であるということでご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>じゃあ、区民の利便性というのは何もないんですね。業者なんかはさ、まあそういうことで、そのデータを使ってやれるけども、我々住民には何のメリットもないわけでしょう、それは導入したって。</p>

委員	<p>ちょっとよろしいですか。</p> <p>私、結構外国人の教授などをお招きしたりするような関係で、宿泊のことなんかも、それに随行してくるような人が民泊を使ったりするようなことで、若干状況を知ってるんですけども、この法律ができたということによって、実は不正な民泊とか違法な民泊とか、そういうものを防止するという大きな意義があったので、そこのところをまず踏まえて議論をしないと、それによってきちっと国の方で一元管理をするということですから、これは我々にとって、実はメリットがないのではなくて、安心・安全な環境をつくるという、そういうことが一応目的としてできているというふうに私は理解しているんですね。</p> <p>それから、先ほどの法律の読み方ですけども、「こととする」というふうになっているのは、半ば強制というような感じで、そこからなかなか抜けるというようなことはできずですね、それから、もう一つは区のプレステージにもかかわることじゃないかなというふうに思うんです。つまり、ここの区ではできないというようなことになると、やっぱり積極的な差しさわりのあることを証明しなければいけないというふうにもなりますし、そういうところは、右にならえということではないけれども、できないところとか、いけないところとか、そういうことを検証しながらきちんとそのシステムに乗っていくということはいいかないかなというふうに思いますし、区のほうで事実上週末のみということになると、かなり事業者も制限されるというふうに思いますので、そういう点では安心・安全を守るという、そういう住民の期待に応えるような形で運用もしていくと、実際上の運用もしていくというふうに捉えればいいのかないかなというふうに思うんですけども。</p>
会長	<p>いい助け船を、区の方に出していただいております。</p> <p>ここで議論をするのは、まさに業者の個人情報についてであって、このシステム本来のことではないんですけども、どうしてもシステム自体についての関心が皆さん非常に強い、これは当然なので、若干議論に時間をとらせていただきました。</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>ちょっと、いろいろと意見聞いてる中で質問事項が増えちゃったんですけども、まず1点目でちょっと区のほうに要望なんですけれども、先ほど委員の方からありまして、なぜ遅れたのかというところで、この審議会が今日だから遅れたんだというご説明がありましたけど、それは本末転倒だろうと思います。本来、これが遅れたからじゃなくて、これは定例的な会議ではありませんので、会長さんが必要であれば招集できますので、やっぱり適切な時期にこの審議会を開いて、それで区民の方の、また、その利用される方の利便性をきちんと確保するという考えに立った運用をすべきだと思いますので、そこのところはちょっと、先ほどのご説明は審議会の委員とすると違うんじゃないかなということを言わせていただきたいと思います。これが1点目です。</p> <p>2点目、接続しないというお話がありましたけれども、後ろのほうの資料1-3ですね、これにはL GWAN回線に目黒区の端末を接続する、結合する、だからこそ条例の17条の規定で今日、審議にかかっているんじゃないかと思うんです。それでよろしいんですね。当然、端末をL GWANに接続する、結合するということがよろしいんですね。</p>
区側	<p>すみません、審議会の部分は今日からということですけども、実際の法律の施行が6月15日からで、まだ6月15日には間に合う部分がありますけれども、事前の準備は早ければ早いほうがいいに越したことはありませんけれども、今日、大きな影響がないということで、定例</p>

	<p>の個人情報審議会にかけてもいいんじゃないか、間に合うんじゃないかという、間に合うというか、そんなに支障がないんじゃないかということで、臨時会を開かなくても、わざわざ来ていただかなくても、今日にさせていただきます。</p> <p>2点目については、まさにLGWAN回線に接続するという、外部結合になるということなので。</p>
区側	<p>すみません、ちょっと補足させていただきます。</p> <p>このLGWAN回線でございますが、全国的にやっているのはご存じだと思うんですけども、その中で使える端末は、ほかの区の中でLGWAN回線を使った情報のキャッチボールをやっているシステムがたくさんありますけれども、それと共用ではなくて、あくまでも、この民泊専用の端末だということだけ、ちょっとつけさせていただきます。</p>
委員	<p>それは、そういう端末を設定するということですよ。だから別に。</p>
区側	<p>そうです。設定するけど、区の管理下にあるので、結合だと、そういう理解だということですよ。</p>
委員	<p>そこはよくわかっています。ただ、特別な端末を国からもらうわけではなくて、区の端末をこの民泊システムの特別なものとして位置づけますよと、そういう形なんじゃないですか。</p>
区側	<p>通常の市販の端末、パソコンですね。それを購入して、それをLGWANでつなげて。</p>
委員	<p>専用にするということですよ。</p>
区側	<p>そういうことですね。民泊専用にしかならないと。</p>
委員	<p>わかりました。今までずっとご説明いただいた案件もそういう形でしたので、これも同じだということで理解しておりますので、わかりました。</p> <p>それで、幾つか確認させていただきたいのですが、資料1-3と1-4で、1-3では閲覧と参照という言葉があるんですけども、資料1-4では「参照し」という言葉しかないということで、参照と閲覧というのは何か使い分けがあるのかということ、ちょっと教えていただければと思いますが。</p>
区側	<p>参照と閲覧は違いがあるかということなんですけれども、これは内容は同じです。閲覧して参照すると。</p>
委員	<p>わかりました。それであれば結構です。</p> <p>続いて資料1-6になりますが、添付書類の中で、マイナンバーカードの表面の写し、または住民票の写しとありまして、マイナンバーカードの表面の写しですか、これはマイナンバーはないというのはわかるんですが、住民票の場合はご承知のとおり、マイナンバーが出ちゃう場合もゼロではないと。そうすると、それを万が一間違って持ってきちゃったときの取り扱いなんですけれども、1つは受け付けないというやり方があると思うんです。もう一つは、これはちょっと、私、別の仕事をやったときに、内閣府さんが、それは職権で消していいんだという意見を聞いたことがあるんですけども、そういう形でマイナンバーは消して受付してしま</p>

	<p>うのか、その他、別のやり方があるのか。いずれにしてもマイナンバーは扱わないという形でのご説明だと思いますので、その辺はどうなるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。</p>
区側	<p>広報課からお答えします。</p> <p>住民票を発行する際に、マイナンバーの記載が必要かどうかというのは住民票発行の窓口のほうで必ず確認をするようにしておりますので、今回、民泊システムで使用する場合はマイナンバーが必要ない業務ということで、それはマイナンバーの記載が必要ない住民票をとっていただく、窓口で発行するときも、そのようには、必要ないからということで記載のないものを発行するというようになっております。万が一、窓口のほうに持ってこられた場合というのは、そうではないものをということで対応する必要があるかと思いますが、マスキングをして使用するなど、そういった適正な対応をとるということになるかと思いますが。</p>
委員	<p>よろしいですか。実は、ちょっと私が前やっていた仕事では、マイナンバーをつけないでくださいということで住民票をいただいていたんですけども、どうしてもつけてしまう人がいるということで対応に苦慮したんです。それで内閣府に聞いたら、さっき言ったような形でもいいですよというふうにおっしゃって、職権で黒く塗ってわからないようにしたと。これはPDF化しているので、ちょっと気になっちゃったんですけどね。</p> <p>ですから、今、課長さんがご説明になったように、扱わないのであれば、ほかの自治体では、この事業かどうかはわからないんですけども、マイナンバーがついてしまった住民票については受け付けないという形で徹底されるような形をして、もう一度きちっとした、目黒区の方だったらその場で窓口でやっていただければいいわけですから簡単かなと思うんですけども、受け付けないというような形で、マイナンバーはなるべく手元に置かないような工夫をされたほうが安心かなと思うんですが、これは意見ということでもいいです。</p>
区側	<p>目黒区で発行するものということが頭にあったので今のような説明になりましたが、実際にそのようなものを持ってこられたときに一度お返しするのか、受け付けてマスキングするのかといった詳細については、また窓口の担当と相談して適正な形で対応してまいります。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>で、最後に1点よろしいですか。</p> <p>先ほど、ちょっと諮問のところ、資料1-2の5の(2)のところ、窓口の方について同意をとるということになっていて、先ほどのご説明だと、6月15日からこの制度が始まるということでよろしいのでしょうか、</p>
区側	<p>はい。制度自体は15日からですけども、3月15日から届出自体は受けることができますけれども、届出月日については6月15日という形になります。</p>
委員	<p>そうすると、既に受け付けてしまっているものについて、同じように同意をとるということでよろしいのでしょうか。</p>
区側	<p>はい、そのとおりです。</p>
委員	<p>そうしますと、とにかく皆さんから個人情報をこういう形で対外的に出しますよということで了解をとっているわけですよ。そうすると、前も言ったんですけども、個人情報保護条</p>

	<p>例15条の、この審議会の諮問は必要ないんじゃないかと思うんですよね。</p> <p>区側 そのことについて、広報課からお答えしたいと思います。</p> <p>こちら、民泊のシステムにつきましては、個人情報の提供の同意をとるのが国のシステムを使うときに国が同意を得るという形になっております。個人情報保護条例のほうで想定しているのは、区が収集する個人情報について区が同意をとってそれから外部に提供するというものですので、今回のこの民泊システムは、国の用意したシステムに、事業者の方がそれを読んで同意して入力をするという、その個人情報の提供を一次的に受け付けるのがそもそも目黒区なのか国なのかということがあります。</p> <p>想定しているのが、目黒区が収集する個人情報の外部提供について、目黒区が本人に直接同意をとるということを想定した条例で、そもそもこのような、先に国が集めて、区もそれを使うということは想定していなかったもので、かける必要があるのか、絶対にないのか、多少はあるのかというのがちょっと微妙なところではございますが、今回のこの件につきましては、外部結合と一体化した形での、本人が国にせよ区にせよ使用を同意しているということですので、念のために外部結合とあわせて本人の同意も、区が直接得ているわけではないけれど、入力の際は得られていますという、そのことは、やはり皆様にもお知りおきいただきたかったので、諮問が必要な事項ということで挙げさせていただいています。</p> <p>紙で受付する分、区の窓口で区が誓約書の中で同意をとるもの、こちら単独でしたら審議会の諮問事項とはなりませんので、それとちょっと違うシステムということで、今回諮問事項として一緒にお諮りさせていただきました。</p>
委員	<p>わかりました。そうすると15条の2項の3号じゃないということですね。わかりました。それで、きちっと取りましたということで位置づけているということですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>わかりました。では手続は大丈夫そうなので、わかりました。発言終わります。</p>
会長	<p>そろそろ決めたいと思います。</p> <p>制度そのものに対する賛成とか反対とか意見は別にいたしまして、個人情報についての目黒区の、ここに書いた取扱いについて承認するという方、ご挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>反対の方、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(反対者挙手なし)</p> <p>反対ゼロですね。おそらく棄権の方がいらっしゃると思いますが、はい。</p>
区側	<p>賛成16、反対ゼロ、棄権1となっております。</p>
会長	<p>はい。それでは、そういうことで、この件は承認されました。</p> <p>次いで諮問の2に入っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

(2) 在外選挙人住所確認システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について

区側	(資料により説明) (約13分)
会長	ありがとうございました。 質問ございましょうか。
委員	ちょっと、1点だけ。
会長	はい。
委員	ちょっと教えていただける。 今後の予定で、承認後から利用開始ということなんですけれども、具体的にいつぐらいから接続される予定なのか教えていただけますか。
区側	実は、この6月1日から施行されておりますが、既に今日現在で3名の出国時申請が行われてございまして、これから出国なさる方ですので、出国をして外国の在外公館で手続した後に外務省のシステムに登録されてる、登録されてからということでございますので、おそらく、早くても半月や1カ月ぐらい先になるかと思えます。
委員	ごめんなさい、質問の趣旨は目黒区さんがこのシステムを利用するのはいつからですかという質問なんですけど。
区側	この審議会で承認したらすぐ。
委員	そうすると、今日なり明日なりということによろしいんですか。
区側	はい、そうです。
委員	わかりました。
会長	ほかに質問ございましょうか。 はい、どうぞ。
委員	これは法改正が行われてということなんですけど、この申請する、当然、新たなほうが短時間で利便的なんですけれども、これはあくまでも、基本的にはどちらを選択するかはご本人の裁量ということで理解してよろしいのでしょうか。 それが1点と、あと、資料2-2のセキュリティ対策のところ、(3)のユーザー制限制御というところに書かれているんですが、区市町村の選挙管理委員会ごとに拠点システム管理者正副各1名が定められ云々かんぬん書いてあるんですが、この管理者というのは、この下に書いてある在外選挙人住所確認システムにアクセスする利用者原則2名を登録する、これとイコールということなんでしょうか。そしてこの原則2名登録というのは、基本的にはこの登録した人じゃないとアクセスというか、そういうことはできないという理解でいいのでしょうか。その点ちょっとお聞きしたいんですけども。
区側	はい。まず1点目ですが、今回の出国時申請は「できる規程」となっておりますので、やる

	<p>ことができるということですが、従来の在外公館申請でもよろしいですし、出国時申請、どちらでもできるということでございます。</p> <p>あと、セキュリティ対策のほうでございますが、拠点システム管理者というのはシステムを管理する責任者でございます、正副2名というのは私、局長と選挙係の係長がおそらく正副として定められるということございまして、利用者の原則2名程度というのは、これは実際の作業をする職員でございます、登録した者が実際に作業すると。それ以外の人は基本的には作業しないということです。</p>
委員	<p>ごめんなさい、確認なのですが、そうすると実際に作業する人は、その管理者、原則登録という形で理解して、この人たちしか実際にはさわることができないという理解でいいんですよね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>はい、いいです。</p>
会長	<p>ほかにもございますか。 どうぞ。</p>
委員	<p>直接関係ないんですけれども、目黒区のセキュリティ対策ということで、今ご質問あった資料2-2の4の(3)のところなんですけれども、パスワードの定期的変更というのがあるんですけれども、最近これ、NISCですか、のほうからセキュリティ対策としてパスワードの定期的変更は必要ないというふうな方針が出されたんですけれども、この辺のところについて目黒区としては、やはり従前どおり定期的に変更という形で対応されるということでしょうか。</p>
区側	<p>はい、確かにそういうお話は承知してございます。今回は外務省のほうでこのシステムを利用するに当たって作成しているこの利用規約というものがございまして、その中で60日以内ごとに変更しなさいよということが利用規約に定められているものですから、それに従うということでございます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、決をとりたいと思います。 今回の諮問に賛成の方、ご挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
区側	<p>全員賛成です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 次いで、諮問事項3に入っていきたいと思います。ご説明をお願いいたします。</p>

(3) 目黒区立中学校連合体育大会における陸上競技大会運営システムに係る電光掲示業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約5分)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ちょっと簡単な質問なんですけど、去年までもやっていたわけですよね。去年まではどう扱っていましたか。</p>
区側	<p>昨年度までの、これはおそらく詳しい資料がないのですが10年以上前から行っておりました。昨年度までは教員の中で中体連の陸上の役員をしている技術科の教員がおりましたので、その教員に全て任せていたという現状がございまして、その教員の異動に伴って委託せざるを得なくなったものですから、今回、審議にかけさせていただくというものでございます。</p>
会長	<p>わかりました。</p> <p>あまり質問はないと思います。賛成の方、ご挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>すいません、質問していいですか。</p>
会長	<p>はい、どうぞどうぞ。</p>
委員	<p>まず、個人情報の保護に関する特記仕様書がありますよね。で、その中で適正管理のところの、第4条の2の3、乙は云々かんぬんで適切な監督を行わなければならない。そして3のところ、乙は委託契約の履行のため個人情報を扱う業務に従事する者を明確にし、個人情報云々と言ってるんですが、委託するわけですけれども、例えば、その事業者でその業務を行う者が、例えば派遣とか再委託とか、そういうことについては区がきちんと管理が行われるのかどうか、その辺はどうなっているのかどうかお聞きしたいということが1点。</p> <p>あと資料3-3のところの、委託契約終了時等のデータの消去や提出方法の確認のところ、消去させると、2回塗り潰しと書いてあるんですが、よく犯罪なんかが起こると、消したデータもまた復活できるっていうことってあります、できますよね。そうした面から、消去してもそのデータがきちんとほんとうに消去されているのかどうか、その点についてはどのように考えていらっしゃるか、その2点です。</p> <p>以上です。</p>
区側	<p>2点目のほうから先に答えさせていただきますけれども、これは確実に消去しているということ職員立ち会いのもとで確認をするということと、消去の証明書、これを委託業者のほうから提出させるということをもって、消去したというふうに判断させていただきます。</p> <p>それから1点目の、委託業者が再委託をしたりだとか、あるいは再委託があったりだとか、さらに正規の社員ではないという方が行うということに関しましては、再委託についてはこれを禁止しておりますのでないと思います。ただ、職員についてはこれは記録をするということになってございますので、その記録をもって、作業所に入っている者も含めて記録するということをしておりますので、それをもって確認できるかなと思います。</p>
委員	<p>はい、いいです。</p>
委員	<p>じゃあ、ちょっとよろしいですか。</p>

	<p>すみません、今の説明でちょっと疑問が出ちゃったんですけど、資料3-7の第10条のところですね。再委託の禁止ということで、この第10条の中身を見ると、ただし書きで再委託できるように書いてあるんです。再委託は禁止なんですか、それともできるんですか。どちらなんですか。</p>
区側	<p>ご指摘のとおり、ただし書き以降を消して、再委託しないとさせていただいたほうがいいと、今、こちらの事務局のほうでもご意見いただきましたので、この特記仕様書からただし書き以下を削除させていただきます。</p>
委員	<p>これは、悪いという話じゃないですが、ちょっと教えていただきたいんですけども、実はこの駒沢オリンピック公園総合運動場というのは東京都の施設で、指定管理を受けていて、東京都のスポーツ文化事業団が指定管理をやっているんですよ。それで電光掲示板というのはこれは目黒区さんが借りると電光掲示板は目黒区さんがこうやって操作をするという借り方になるんじゃないですか。</p>
区側	<p>私どもの委託した職員が実際に操作をするという、業者レベルにすることはありますが、都の職員が行うというものではございません。</p>
委員	<p>わかりました。ちょっと知りたかったのは専用システムというので、東京都の指定管理者の方が決められた業者がいて、その方が常にやるのかなと、ちょっと読んだときに思ったんですが、そうじゃなくてあくまでも使ってもいいですよとやって、それは借りた人間がどこかの業者の方と契約結んで操作すればいいと、そういう契約方法だということですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>はい、わかりました。 最後に1点、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>先ほど会長さんからありまして、何か職員の方が異動されたから改めて今回出されたということで、今回はこれでいいと思うんです。でも、もし来年同じの出てきましたら、同じようなことだったら、例の、委員会で確認をしたらそれは大丈夫ですという制度が使われたほうが効率的になるんじゃないかなと思いますので、ちょっと意見としてつけ加えておきます。 以上です。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
区側	<p>ありがとうございます。本日、資料にちょっと来年度以降のことは記載していないのですが、本日、委員のお言葉もございましたので、同一の条件で外部委託する場合は、本日の諮問の結果をもって来年度以降も引き続き継続するというので、理解していきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、決をとりたいと思います。 賛成される方、ご挙手をお願いいたします。</p>

	(賛成者挙手)
区側	全員賛成ということで、はい。
会長	では全員一致ですので、そのようにお願いいたします。

4 報告事項

(1) 平成29年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

区側	(資料により説明) (約12分)
会長	どうもありがとうございました。 前年度と比べて開示請求の数、それから自己情報の場合は増えたり減ったりという変化がございますよね。何か原因があるのでしょうか？
区側	はい。それにつきまして、やはり数がかかなり増えたり減ったりしているので、何か原因はあるのかなと思って前年度と比べてみたのですが、何かの項目が大きく増えたり減ったりしているものではなくて、開示請求ですと全体的に、項目ですとか、所管ですとか、全て同じふうにちょっとずつ減っているということで、合計減っております。 また、自己情報の開示請求につきましても項目自体、割と細かく分けていますので、去年と比べてこの項目が大きく増えた減ったというものの比較が中々難しいところがありますが、去年一年間実務で審議をしていて感じたのは戸籍ですとか住民票、印鑑証明に関するもの、自分以外の方が自分に関する情報を取ったりしてないかを確認したいというかたちでの請求が比較的多いように感じました。 したがって、不存在、自分の情報を誰か見ていないかなと心配して請求したけれど発行履歴はありませんでしたというこたえをするものも多くて、28年度ですと20件のところが25件ですとかそういったものがあります。 ただ、こちらも全体的に増えており、何か突出して増えたというものでもないもので、増減の理由というのは明確に説明できなくて申しわけないのですが。
会長	ありがとうございます。 議題は既に終わったのですが、区の方から何か伝達事項ございませうか。
区側	(次回開催予定等について伝達)
会長	では宜しく申し上げます。どうも長時間ありがとうございました。

以 上